

■ 4条1項11号

不服 2023-002511

<本願商標>

「KOMODO」（標準文字）

第25類「履物」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「c o m o d o」（標準文字）

第25類「婦人服，その他の被服，仮装用衣服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 商標法第4条第1項第11号の該当性について

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「KOMODO」の文字を標準文字で表してなるから、その構成文字に相応して「コモド」の称呼が生じるものである。

また、「KOMODO」の文字は、「インドネシア東部、小スンダ列島の島。また、その島を中心とする国立公園。」（「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）を指称するものであるが、我が国において、当該文字が前記地名を表す語として一般的に認識されているとはいえないから、これより、特定の観念は生じないものである。

したがって、本願商標は、「KOMODO」の文字に相応して「コモド」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「c o m o d o」の文字を標準文字で表してなるから、その構成文字に相応して「コモド」の称呼が生じるものである。

また、「c o m o d o」の文字は、株式会社三省堂発行の「コンサイスカタカナ語辞典 第5版」によると、当該文字に対応する読みとしては、「コモド」と「コモード」があり、いずれも、「気楽に、適当な速度で」の意味を有する語であるところ、我が国において、慣れ親しまれた語とはいえないことから、これより、特定の観念は生じないものである。

したがって、引用商標は、「c o m o d o」の文字に相応して「コモド」又は「コモード」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標を比較すると、外観において、いずれも標準文字で表してなるため、その文字態様を同じくするものである。

そして、本願商標は大文字であり、引用商標は小文字である点及び本願商標の語頭の欧文字が「K」であり、引用商標の語頭の欧文字が「c」である点において相違するものの、本願商標と引用商標は、6文字中5文字のつづりを共通にし、その差異も語頭の「K」と「c」のみであるとすれば、これらは、外観上、類似するものである。

また、本願商標から生じる「コモド」の称呼と引用商標から生じる「コモド」の称呼は同一であり、本願商標から生じる「コモド」の称呼と引用商標から生じる「コモード」の称呼は、「コ」、「モ」、「ド」の音を共通にし、本願商標における2音目の「モ」と引用商標の2音目及び3音目の「モー」において、長音の有無という差異を有するにすぎないものであり、それぞれを一連で称呼するときは、その語調、語感が近似するものであるから、両称呼は類似する。

そうすると、本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念が生じないため、観念において比較し得ず、外観において類似し、「コモド」の称呼を同一にし、「コモド」と「コモード」の称呼も類似することから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、時と所を異にして観察する離隔的観察の方法により考察すると、両者は、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標と判断すべきである。

(4) 本願の指定商品と引用商標に係る指定商品との類否について

本願の指定商品「履物」は、引用商標に係る指定商品中「履物」と同一のものである。

(5) 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、本願の指定商品は、引用商標に係る指定商品中「履物」と同一のものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

2 請求人の主張について

(1) 請求人は、審判請求書において、本願商標は、その構成文に相応して「コモド」の称呼及びコモドラゴンが生息する島の名前の観念が生じる旨主張する。

しかしながら、上記1(1)のとおり、「KOMODO」の文字が、我が国において、コモドラゴンが生息する島の名前を表す語として一般的に認識されているとはいえないから、これより、特定の観念は生じないと判断するのが相当である。

(2) 請求人は、審判請求書において、引用商標は、その構成文に相応して「コモード」の称呼及び気楽に、適当な速度での観念が生じる旨主張する。

しかしながら、上記1(2)のとおり、引用商標は、「c o m o d o」の文字に相応して「コモド」又は「コモード」の称呼が生じ、当該文字は、「気楽に、適当な速度で」の意味を有する語であるが、これが、我が国において、慣れ親しまれた語とはいえないことから、これより、特定の観念は生じないと判断するのが相当である。

(3) 請求人の上記各主張は、いずれも採用することができず、また、その他の請求人の主張についても採用することはできない。

3 まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標との関係において、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「KOMODO」と引用商標「comodo」は、いずれも特定の観念が生じないため、観念において比較し得ず、外観において類似し、「コモド」の称呼を同一にし、「コモド」と「コモード」の称呼も類似することから、その外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、時と所を異にして観察する離隔的観察の方法により考察すると、両者は、商品の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標と判断すべきである、とされました。

以前に、「Klaus」と「CLAUS」が非類似と判断された審決（不服 2022-012110）をご紹介しましたが、本審決は逆の結論となっています。

なお、こちらの審決では、以下のように両商標の類否が判断されています。

本願商標と引用商標は、外観においては、全5文字中、「Klaus (LAUS)」の4文字の構成文字のつづりを共通にするが、比較的目につき印象に残りやすい語頭の「K」と「C」の文字に差違があるから、互いに異なる語を表してなると理解できるもので、判別は可能である。また、称呼においては、共通する称呼「クラウド」が生じ得る。さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

そうすると、両商標は、観念において比較できないものの、外観において判別は可能であるから、称呼を共通にする場合があるとしても、これらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品に使用するときであっても、誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とは認められない。

外観の比較において、本審決と何が違うのか、いまいちよくわかりません。

強いて挙げれば、文字数の違いと、本願商標の指定商品である第25類「履物」の需要者の方が、より注意力が低そうだとと言える余地があるという点でしょうか。

また、近年の審決では、比較する商標から複数の称呼が生じ得る場合には、一方の称呼が共通していても、他方が明瞭に聴別できれば非類似と判断されやすい傾向があるものの、本事件では、いずれの称呼も類似すると判断されています。

「コモド」と「コモード」の称呼であれば、明瞭に聴別できると認定される余地もあるようにも思われ、本事件は全体的に厳しい判断がなされている印象です。

もっとも、個人的には、本審決の結論自体には賛同するところです。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年1月9日 >